

第 88 回国民スポーツ大会・
第 33 回全国障害者スポーツ大会
沖縄県準備委員会

【設立総会・第 1 回総会】



令和 6 年 11 月 13 日 (水)
県立武道館メインアリーナ

設立総会

設立総会 説明事項 1

第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会 沖縄県準備委員会

設立趣旨

2023 年（令和 5 年）6 月、県議会をはじめ、スポーツ団体など関係各位のご尽力により、2034 年（令和 16 年）に第 88 回国民スポーツ大会及び第 33 回全国障害者スポーツ大会が本県で開催されることが事実上決定したところであります。

本県では、1987 年（昭和 62 年）に第 42 回国民体育大会（海邦国体）及び第 23 回全国身体障害者スポーツ大会（かりゆし大会）を開催し、天皇杯・皇后杯の獲得に向けた県民全体としての機運の盛り上がりや競技団体等の組織強化などにより、スポーツの普及、振興が進んだことや、競技施設の整備に加え、沖縄自動車道をはじめとする国体関連施設についてもインフラ整備が整うなど、地域振興に寄与し、その後の県政発展の大きな原動力となりました。

その後、前回の大会開催から約 40 年が経過し、沖縄県の観光産業は飛躍的な発展を遂げており、またスポーツコンベンションの推進や県内プロスポーツの活躍、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催等により、スポーツに対する関心が高まる一方、少子高齢化の進展や県民の平均寿命の延び悩みなど、大会を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような時代の変化を踏まえ、第 88 回国民スポーツ大会及び第 33 回全国障害者スポーツ大会を開催することの意義は、スポーツが持つ根源的な「楽しさ」や「喜び」を多くの県民が享受し、スポーツを通じて健康で心豊かな県民生活を実現すること、感動を体感し、夢や希望を持って、活力ある地域を創っていく人材を育成すること、急速に進んでいる超高齢化社会において、障害のある人もない人も共に生き生きと暮らせる社会環境を実現することにあります。

また、本県の持つ恵まれた自然や温暖な気候、地理的特性や歴史過程を経て培われてきた独自の伝統文化について県民が再認識し、おもてなしの

心を持って多くの来県者と交流することにより、県民の地域への愛着を深めるとともに、地域の活性化を推進していくことが開催の意義であります。

両大会を成功させ、未来に繋がる成果を残していくため、県、市町村や関係機関・団体、地元企業等、官民一体となり、県民の力を結集して開催準備に取り組む必要があります。以上の目的を達成するため、ここに第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会沖縄県準備委員会を設立し、諸準備に万全を期するものであります。

設立総会 説明事項 2

第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会準備経過

期 日	内 容
令和 5 年 1 月 19 日	(公財) 沖縄県スポーツ協会が、大会招致要望書及び陳情を沖縄県議会へ提出
令和 5 年 3 月 30 日	県議会が「第 88 回国民スポーツ大会及び第 33 回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
令和 5 年 5 月 25 日	県、(公財) 沖縄県スポーツ協会、県教育委員会が連名で、開催要望書を(公財) 日本スポーツ協会と文部科学省に提出
令和 5 年 6 月 6 日	(公財) 日本スポーツ協会において、第 88 回国民スポーツ大会の沖縄県開催が内々定される
令和 6 年 5 月 30 日	沖縄県で開催する 2 巡目国スポ・全スポに関する懇話会を設置、令和 6 年 9 月までに 3 回にわたり会議を開催
令和 6 年 10 月 18 日	沖縄県で開催する 2 巡目国スポ・全スポに関する懇話会の提言書を宮城座長より知事に提出(池田副知事へ手交)

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会
準備スケジュール

年度		開催手続	推進体制等
令和5年 (2023)	11年前	開催要望書の提出 内々定	
令和6年 (2024)	10年前		国スポ・全スポに関する懇話会 競技施設基礎調査 準備委員会設立
令和7年 (2025)	9年前		競技力向上対策本部 設立
令和8年 (2026)	8年前	主会場の選定	
令和9年 (2027)	7年前		
令和10年 (2028)	6年前	中央競技団体正規視察	
令和11年 (2029)	5年前	開催申請書提出 内定	
令和12年 (2030)	4年前		
令和13年 (2031)	3年前	会場地総合視察 (日本スポーツ協会・ 文部科学省) 決定	各専門委員会 随時設置
令和14年 (2032)	2年前		実行委員会発足
令和15年 (2033)	1年前	リハーサル大会	
令和16年 (2034)	開催年	第88回国民スポーツ大会開催 第33回全国障害者スポーツ大会開催	

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会

沖縄県準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会沖縄県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第88回国民スポーツ大会及び第33回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を沖縄県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- （2）大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- （3）大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- （4）大会開催及び準備に係る経費に関すること
- （5）関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- （6）その他大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

（構成）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）県及び市町村を代表する者
- （2）県及び市町村の議会を代表する者
- （3）関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- （4）前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、沖縄県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監督する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
- (総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
 - 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会の開催に必要な基本方針に関する事
 - (2) 会則の制定及び改廃に関する事
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
 - (6) その他重要な事項に関する事
 - 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。
 - 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- (常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。

- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること
- 8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、令和 年 月 日から施行する。

2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第18条 第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和7年3月31日までとする。

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会
 沖縄県準備委員会役員名簿（案）

【会長】1名

（順不同・敬称略）

No.	区分	機関・団体名及び役職	氏名
1	県	沖縄県知事	玉城 デニー

【副会長】7名

No.	区分	機関・団体名及び役職	氏名
1	県議会	沖縄県議会議長	中川 京貴
2	県関係	沖縄県副知事	池田 竹州
3		沖縄県教育委員会教育長	半嶺 満
4	市町村関係	沖縄県市長会会長	桑江 朝千夫
5		沖縄県町村会会長	當眞 淳
6	スポーツ	（公財）沖縄県スポーツ協会理事長	渡嘉敷 通之
7		特定非営利活動法人 沖縄県障がい者スポーツ協会理事長	宮里 好一

【常任委員】29名

No.	区分	機関・団体名及び役職	氏名
1	県議会関係	沖縄県議会副議長	上原 章
2	県関係	沖縄県文化観光スポーツ部長	諸見里 真
3		沖縄県警察本部長	鎌谷 陽之
4	市町村関係	沖縄県離島振興協議会長	宮里 哲
5		沖縄県市町村教育委員会連合会会長	二木 志保
6	市町村議会	沖縄県市議会議長会会長	野原 嘉孝
7		沖縄県町村議会議長会会長	神谷 たか子
8	スポーツ	（公財）沖縄県スポーツ協会副会長	山入端 恵子
9		（公財）沖縄県スポーツ協会副会長	新垣 淑典
10		沖縄県スポーツ推進審議会会長	渡嘉敷 通之
11		沖縄県スポーツ推進委員協議会会長	太田 敏勝
12		沖縄県レクリエーション協会会長	吉田 明正
13		沖縄県スポーツ少年団本部本部長	神谷 良昌
14		沖縄県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会委員長	平良 朝治
15		沖縄県中学校体育連盟会長	金城 淳
16		沖縄県高等学校体育連盟会長	城間 敏生
17		学校	沖縄県小・中学校長会代表会長
18	沖縄県高等学校長協会会長		上江洲 隆
19	沖縄県特別支援学校長会会長		上運天 滋
20	沖縄県私立中学高等学校協会会長		フェルナンデス・デニス
21	産業・経済	沖縄県商工会議所連合会会長	金城 克也
22		沖縄県商工会連合会会長	米須 義明
23		沖縄県中小企業団体中央会会長	小橋川 篤夫
24		沖縄県農業協同組合中央会会長	嘉数 康雄
25		（公社）日本青年会議所沖縄地区沖縄ブロック協議会会長	本多 祐允
26	運輸・通信	沖縄バス協会会長	山城 克己
27	宿泊・観光	沖縄観光コンベンションビューロー会長	下地 芳郎
28	医療・福祉	沖縄県医師会会長	田名 毅
29		社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会会長	湧川 昌秀

【監事】3名

No.	区分	機関・団体名及び役職	氏名
1	県	沖縄県会計管理者	友利 公子
2	市町村	沖縄県市長会事務局長	曾根 淳
3		沖縄県町村会事務局長	金城 礼子

第 1 回総会

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針（案）

1. 基本方針

令和16年に開催する第88回国民スポーツ大会、第33回全国障害者スポーツ大会は、本県の地理的特徴や恵まれた自然、特色ある文化などを最大限に活かし、訪れる人に感動と癒しを与え、平和を発信する機会とするとともに、広く県民がスポーツを楽しみ、スポーツを通じた交流の促進、地域の活性化、次代を担う人材の育成や健康増進に寄与すること等により、県民がスポーツの価値を実感できる大会を目指す。

大会の運営にあたっては、県民に開かれた大会、県民生活に寄り添った大会となるよう努め、県民の知を結集し創意工夫による新しい国スポ・全スポのあり方を創造する。

2. 実施目標

（1）生涯を通じたスポーツ文化の浸透と健康長寿おきなわの復活

大会開催を契機として、幼少期から高齢者まで幅広い世代におけるスポーツ文化を地域に根付かせるとともに、県民の積極的なスポーツへの参画と主体的、活動的、健康的な生き方であるアクティブライフを推進し、健康長寿の復活に繋げる。

（2）次代を担う子ども達やアスリートが夢をもって挑戦できる環境づくり

スポーツが持つ根源的な「楽しさ」や「喜び」を全ての子どもたちが等しく享受できる環境を整えるとともに、アスリートセンタードの視点に立ち、選手としての能力を存分に発揮し、トップを目指して挑戦できる環境を整える。これにより、国内外で活躍する選手を育成する好循環を生み出しながら、将来にわたって持続可能な選手育成を目指す。

（3）「スポーツアイランド沖縄」の魅力を全国に発信

沖縄の地理的特徴や恵まれた自然・温暖な気候、特色ある地域・文化・産業がスポーツと繋がり、新たな魅力を創出できるよう行政、企業、地域が協働により受入体制を整え、スポーツアイランド沖縄の魅力を最大限に発揮する。

また、地域での交流を促進し、多くの県民が大会に関わり、喜びを感じられる大会を目指す。

(4) ともに支え合う共生社会の実現

年齢や性別、国籍、障害の有無に関わらずスポーツを楽しむことができる環境を広げていくとともに、大会を支えるボランティアや交流を促進する人材の育成など、スポーツを通して、互いに理解し合い支え合う共生社会の実現を目指す。

(5) 創意工夫による効率的な運営

既存の施設を有効に活用するなど効率化を図りつつ、環境への影響に配慮し、参加者の安全・安心を確保した運営を行うとともに、地域や企業の参加及び連携を深める取り組みを行うなど、官民一体となって創意工夫を凝らし、時代の変化に柔軟に対応しながら最適な運営を行う。

第1回総会 第2号議案

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会 沖縄県準備委員会令和6年度事業計画（案）

- 1 会議の開催
 - (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会

- 2 開催準備業務
 - (1) 各種方針・基準等の策定
 - ・開催基本方針
 - ・会場地選定基本方針 等
 - (2) 専門委員会の設置
 - ・総務企画委員会（仮称）
 - ・競技運営委員会（仮称）
 - (3) その他開催準備業務の実施

- 3 各種調査の実施
 - ・先催県等の情報収集

- 4 関係機関・団体との連絡調整
 - ・公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び関係機関・団体等との連絡調整

令和6年度収支予算（案）

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会沖縄県準備委員会の令和6年度収支予算は、次のとおりとする。

1. 収入の部

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明
負担金	1, 3 3 8	沖縄県負担金
合 計	1, 3 3 8	

2. 支出の部

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明
事業費	1, 3 0 0	会議開催経費等
事務局費	3 8	事務局運営費
合計	1, 3 3 8	

第1回総会 第4号議案

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会 沖縄県準備委員会 総会から常任委員会への委任事項（案）

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会沖縄県準備委員会会則（以下「会則」という。）第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会の開催に関する方針（会則第11条第4項第1号を除く。）及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 開・閉会式会場に関すること
- 4 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 5 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 6 総務企画及び運営に関すること
- 7 競技の企画及び運営に関すること
- 8 大会実施競技に関すること
- 9 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 10 広報及び県民運動に関すること
- 11 宿泊及び衛生に関すること
- 12 輸送及び交通に関すること
- 13 式典の企画及び運営に関すること
- 14 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 15 その他開催準備に関すること